



ポイント解説

★ 妻が専業主婦など配偶者が子育てできる場合は、育児休業できないと思
っていませんか。妻が専業主婦でも男性労働者も育児休業を取得するこ
とができます。

法では、「1歳に満たない子を養育する男女労働者が希望した期間の育児休業を取得で
きること」が原則です。

例外として、前ページの枠の②にあるように、「配偶者が常態として育児休業に係る子を
養育することができる労働者（法第6条第1項第2号）」を育児休業の対象から
除外するとした労使協定が締結された場合は、「妻が専業主婦の男性労働者」は、これに該当
するため、妻の産後8週間を過ぎてしまうと育児休業をすることができないこととなります。

しかし、こうした労使協定がある場合であっても、妻の産後8週間までの期間については、
「妻が専業主婦の男性労働者」も「配偶者が常態として育児休業に係る子を養育することが
できると認められる労働者（法第6条第1項第2号）」に該当しない（則第6条第3号）ことか
ら、子の育児休業を取得することができます（前ページ(3)参照）。

★ 法第6条第1項及びこれに基づく則第6条及び第7条は、労使協定を締結した場合に育
児休業の対象から除外できる者の範囲の最大限度を示しています。したがって、より狭い
範囲の者を除外することは可能ですが、逆により広い範囲の者を除外することはできませ
ん（例えば、男性はすべて育児休業の対象から除外する旨の労使協定を締結することはで
きません。）。

Ⅱ－４ 育児休業の期間 １－休業期間－

(第5条第3項、第4項)

- 育児休業をすることができるのは、原則として子が出生した日から子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの間で労働者が申し出た期間です。
- 次のいずれにも該当する場合には、子が1歳に達した日の翌日から子が1歳6か月に達する日までの期間について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができます。
 - ① 育児休業に係る子が1歳に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合
 - ② 1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合
- 1歳以降の育児休業の申出の場合は、子が1歳に達した日の翌日(1歳の誕生日)が育児休業開始予定日となります。

(1) 育児休業に係る子を出産した女性労働者は、労働基準法の規定により産後8週間の休業が認められているので、育児休業はその終了後からとなります。したがって、子が出生した日から育児休業をすることになるのは主に男性労働者ということになります。

(2) 子が1歳に達した後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には、子が1歳6か月に達するまでを限度として、事業主に申し出ることにより、育児休業ができます。

子が1歳に達した後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます(則第4条の2)。

① 保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。

② 常態として子の養育を行っている配偶者(育児休業に係る子のもう一人の親である者)であって1歳に達する日後の期間について常態として子の養育を行う予定であったものが死亡、負傷・疾病等、離婚等により子を養育することができなくなった場合。

ただし、1歳6か月までの育児休業ができるのは、子の1歳に達する日まで育児休業をしている労働者が引き続いて休業するか、又は、子の1歳に達する日まで育児休業をしている配偶者と交替して休業をするかのいずれかの場合に限られます。子が1歳に達する日において両親とも育児休業をしていない場合は、認められません。